

改正

令和6年3月26日告示第24号

六ヶ所村木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的として実施する、六ヶ所村木造住宅耐震診断支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の地震に対する安全性を診断すること（2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シートによるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断員 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者で耐震診断を行うものをいう。

(支援事業の実施)

第3条 木造住宅耐震診断支援事業（以下「支援事業」という。）は、次条に規定する対象住宅に村が耐震診断員を派遣して行う。

(対象住宅)

第4条 支援事業の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、村内に存し、次の各号に掲げる要件にすべて該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された戸建て住宅
- (2) 在来軸組構法（太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的構法で建てられた住宅を含む。）による木造平家建て又は木造2階建てまでの住宅
- (3) 一戸建て専用住宅又は併用住宅（延床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつその他の用途に供する部分の床面積が50m²以下であるものに限る）であること。
- (4) 原則として、延床面積が200m²以下であること。（200m²を超える場合は別途協議するものとする。）

(申込手続)

第5条 支援事業の実施を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者のうち1人をいう。）は、構造的に独立した棟毎に、六ヶ所村木造住宅耐震診断支援事業申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に申し込むものとする。

- (1) 建築確認年月又は建築竣工年月が確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類
 - ア 建築確認通知書又は完了検査済証の写し
 - イ 登記簿謄本の写し又は登記事項証明書の写し
 - ウ 建築着工年月日又は建築竣工年月日が確認できるア、イ以外の書類
- (2) 本人の住所及び氏名等を確認できる書類（運転免許証、パスポート、個人番号カード等の写し）
- (3) 案内図及び各階平面図（建築確認申請図面等があればその写し）
- (4) 2面以上の外観写真

(5) 村税等に滞納がないことを証明する書類

(支援事業の決定)

第6条 村長は、前条の規定による申し込みがあったときは、その内容を審査し、支援事業の実施を決定したときは、その旨を六ヶ所村木造住宅耐震診断支援事業決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により当該申込者（以下「対象者」という。）に通知するものとする。

2 村長は、前項の決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

3 村長は、審査の結果、対象住宅に該当しないときは、その旨を六ヶ所村木造住宅耐震診断支援事業不決定通知書（様式第3号）により対象者に通知するものとする。

(辞退)

第7条 対象者は、決定通知書を受領した後において支援事業の実施を辞退するときは、速やかに六ヶ所村木造住宅耐震診断支援事業辞退届（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

(支援事業の取消し)

第8条 村長は、対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の支援事業の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正の手段により支援事業の決定を受けたことが判明したとき。

(3) その他村長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 村長は、前項の規定により支援事業の決定を取り消したときは、その理由を付して、六ヶ所村木造住宅耐震診断支援事業決定取消通知書（様式第5号）により当該対象者に通知するものとする。

(耐震診断員の派遣)

第9条 村長は、支援事業の実施を決定したときは、速やかに耐震診断員を派遣するものとする。

(支援事業に要する費用負担)

第10条 支援事業に要する費用は、別表に定める額とする。

2 対象者は第6条第1項の規定による決定通知書を受領した後、前項に規定される費用を支援事業実施前までに村長へ支払うものとする。

(業務の委託)

第11条 村長は、支援事業に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

(診断結果の通知)

第12条 耐震診断の結果は、六ヶ所村木造住宅耐震診断結果通知書（様式第6号）により対象者に通知するものとする。

(対象者に対する指導及び助言)

第13条 村長は、耐震診断結果に基づき、対象住宅の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(耐震診断員等の責務)

第14条 派遣された耐震診断員及び当該業務の関係者（以下「耐震診断員等」という。）は、当該耐震診断を行う際に職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

2 派遣された耐震診断員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断に関し、対象者から第10条に規定する費用負担以外の金銭を受け取るこ
と。
- (2) 対象者に対し、不必要な改修等を勧めること。
- (3) 診断業務を他に委託し又は請け負わせること。
- (4) その他、派遣診断員等としてふさわしくない行為を行うこと。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は令和2年4月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

区分	延べ床面積	派遣費用総額	公的負担限度額	対象者負担額
耐震診断	200㎡以下	147,000円	136,000円	11,000円
	200㎡超～250㎡以下	168,000円	136,000円	32,000円
	250㎡超～300㎡以下	189,000円	136,000円	53,000円
	300㎡超～350㎡以下	211,000円	136,000円	75,000円
	350㎡超～400㎡以下	232,000円	136,000円	96,000円

備考

上記の額は、全て消費税及び地方消費税を含む額とする。